

川崎市立井田病院医療機器管理委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市立井田病院医療安全対策要綱第6条により、川崎市立井田病院（以下「本院」という。）で所有する医療機器の安全確保が適切に実施されているか、管理及び調整をすることを目的として設置する川崎市立井田病院医療機器管理委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 医療機器の台帳管理
- (2) 医療機器の保守点検に関する計画と実施に関する管理
- (3) 医療機器の安全使用に関する研修の実施に関する管理
- (4) 医療機器の安全使用に関する情報収集と啓発
- (5) その他医療機器を適正かつ円滑に管理する上で必要な事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は、本院の病院長（以下「病院長」という。）が指名する医療機器安全管理責任者及び医療機器を管理する職員で組織する。

(委員長、副委員長)

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、医療技術部長をもって充てる。
- 4 副委員長は委員長が指名する。
- 5 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の運営)

第4条 委員会の開催は、令和4年4月より隔月第4水曜日とする。

2 委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、本院医療技術部ME科において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年4月1日作成

平成31年4月1日改訂

令和4年4月1日改訂

令和7年4月1日改訂